



平成 27 年 11 月 10 日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市特別職報酬等審議会  
会長 古川 兵衛



特別職の報酬等の額について（答申）

平成 27 年 10 月 27 日に諮問のあった市長，副市長並びに議員の報酬等の額については，慎重に審議した結果，次のとおり決定したので答申します。

1. 報酬等の額

次のとおり改定することが適当である。

(1) 俸給・報酬月額

市 長	1, 167, 000 円
副 市 長	942, 000 円
議 長	781, 000 円
副 議 長	703, 000 円
議 員	655, 000 円

(2) 期末手当の支給月数

現行どおりとする。

2. 改定の実施時期

一般職の給与改定の今後の動向を鑑み，平成 28 年 4 月 1 日とすることが適当である。

( 説 明 )

新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により諮問のあった現行の市長，副市長並びに議員の報酬等の額の適否について，新潟市人事委員会勧告の内容，他の政令指定都市などの特別職の報酬等の改定状況，新潟市の特別職報酬等の改定経緯，国家公務員の給与の状況，並びに新潟市の扶助費の増嵩等厳しい財政状況，消費者物価指数などの資料を参考に慎重に審議を行った。

報酬等の額の改定の方向性については，人口や財政規模などの類似する他都市と比較しても，本市特別職の報酬等の額の水準は低位であること，今年度の人事委員会による一般職給与の増額勧告や市税収入の増加により民間景況の回復基調が伺えること，合併建設計画事業の終了に伴い建設事業費負担の縮減が見込まれること，さらには，業務量や職責が増加することとなった政令市移行時に報酬等の額の改定が行われていないこと，また，移行後据え置きが続いてきたことも踏まえたうえで，このたびは報酬等の額を引上げる方向で見直すべきとの基本的な考え方を得た。

答申額のうち，俸給・報酬月額については，一般職の人事委員会勧告における平均改定率を参考に0.3%引上げとし，千円単位で端数を調整して決定した。一方，期末手当については，俸給・報酬月額の引上げに伴い，年収ベースで増額が見込まれること，平成26年12月議会で本市特別職及び議員の期末手当の引上げが行われたことを考慮し，このたびは据え置くことで決定した。

改定の実施時期については，一般職の給与改定の今後の動向に鑑み，平成28年4月1日が適当であると認めた。

なお，審議においては，社会情勢を踏まえ増額時期は慎重に検討すべきではないかという意見や，市長の俸給月額と議長等の報酬月額の較差を縮小していくべきとの意見，他都市と比較して依然として低位である本市特別職の報酬等について，政令市としての水準のあり方を将来的に検討していくべきとの意見があった。